

令和7年第4回(12月)川南町議会定例会会議録

令和7年12月16日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和7年12月16日 午後1時15分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議案第62号 川南町立中学校統合整備基本計画の策定について |
| 日程第2 | 議案第63号 川南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第3 | 議案第64号 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第65号 川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第66号 川南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第67号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第68号 川南町廃棄物の適正処理及び資源の再利用促進に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第69号 西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第70号 令和7年度川南町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第10 | 議案第71号 令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第11 | 議案第72号 令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 発議第5号 川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 発議第6号 川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議員派遣の件について |
| 日程第15 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について |
| 日程第16 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について |

出席議員(12名)

1番 小嶋 貴子 議員	2番 今井 孝一 議員
3番 中瀬 修 議員	4番 金丸 和史 議員
6番 北原 輝隆 議員	7番 江藤 宗武 議員
8番 岸本 茂樹 議員	9番 永友 美智子 議員
10番 河野 穎明 議員	11番 萩原 敏朗 議員
12番 德弘 美津子 議員	13番 中村 昭人 議員

欠席議員(1名)

5番 河野 浩一 議員

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博君 書記 大塚 隆美君

説明のために出席した者の職氏名

町長	宮崎 吉敏君	副町長	小牟禮 洋秋君
教育長	平野 博康君	会計管理者・ 会計課長	石井 美貴君
総務課長	米田 政彦君	まちづくり課長	稻田 隆志君
財政課長	川崎 紀朗君	税務課長	小嶋 哲也君
町民健康課長	押川 明雄君	福祉課長	河野 賢二君
統括主監 兼環境課長	甲斐 玲君	産業推進課長 補佐	加藤 澄剛君
農地課長	今井 孝洋君	建設課長	黒木 誠一君
上下水道課長	大塚 祥一君	教育課長	三好 益夫君
代表監査委員			

午後1時15分開会

○議長（中村 昭人議員） これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

本日の議事日程は、配付してあるとおりあります。

日程第1「議案第62号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について」、日程第2「議案第63号川南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」、日程第3「議案第64号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第65号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第66号川南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第67号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」、日程第7「議案第68号川南町廃棄物の適正処理及び資源の再利用促進に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第69号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について」、以上8議案を一括議題とします。

本8議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第63号、64号、65号、66号、67号、69号、6議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も課長以下、関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査いたしました。

議案第63号川南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて（福祉課）、令和6年6月12日に公布された子ども子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6ヶ月から満3歳未満で、保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が保護者の就労要件を問わず、月一定時間（10時間程度）の利用可能枠の中で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度が創設されました。

この制度を令和8年4月1日から実施するため、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めるものです。

全員賛成で可決です。

議案第64号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（町民健康課）、地方公共団体情報システムの標準化等に伴い、条文内文言の修正及び削除、様式の改正や削除を行うものです。

全員賛成で可決です。

議案第65号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について（総務課）、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、スマートフォンによる本人確認を可能とする規定が新設されたことに伴う条文を解消するため、関係条例を改正するものです。

全員賛成で可決です。

議案第66号川南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について（総務課）、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されたことを受け、改正後の国家公務員等の旅費制度に準じて条例を改正するものです。

全員賛成で可決です。

議案第67号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について（税務課）、これまでの証明手数料区分の証明で徴収していた納税証明書の交付手数料を、使用料及び手数料徴収条例に新たに納税証明書の欄とその他町税に関する証明の欄を追加し、徴収するものです。

全員賛成で可決です。

議案第69号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について（福祉課）、共同設置している西都児湯障害認定審査会の委員の定数及び合議体を拡充し、事業の効率化を進めることに伴い、規約の一部を変更する必要が生じたため、関係地方公共団体と協議することについて議会の議決を求めるものです。

全員賛成で可決です。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中瀬 修議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第62号、第68号について、その経過と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第62号川南町立中学校統合整備基本計画の策定については、文教産業常任委員会に付託されましたが、総務厚生常任委員会にも関係する事項であることから、両委員会による連合審査を実施しました。12月10日に議員控室にて、関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

この基本計画は、令和7年5月に策定された川南町立中学校の統合に関わる基本方針に沿って作られており、新中学校の整備場所を川南町文化ホール図書館複合施設周辺の町有地と定め、開校年度については令和13年度開校と定めたものです。

開校時期については、学校制度上、4月開講が必要となることから令和13年度4月開校を基本としつつ、工事の進捗によっては令和12年度への前倒しの可能性もあるとのことでした。

小学校の統合については、段階的に検討し、将来的な小中一貫校を視野に入れた学校を整

備していく方向で、中学校について考えていくとのことです。

また、今回の議決は、具体的な設計内容や予算執行を拘束するものではなく、町として統合に向けた方向性を共有するためのものであるとの認識が示されました。

6月に統合の基本計画を公表してから、各地区及びPTAを対象に計9回の説明会を開催し、PTA37名を対象とした意識調査では、中学校統合に97.3%、町中央部での建設に86.5%の賛成があったとの報告がありました。今後は、SNS等を活用した積極的な情報発信を行う方針であるとのことです。

委員からは、過去の統合計画中止の経緯を踏まえ、執行部には丁寧な説明と住民参加のプロセスを継続するよう求める意見も出ました。また、議会としても説明責任を果たすべきとの意見がありました。開校時期の更なる前倒しを求める意見も出されました。併せて、統合までの期間中は、今の中学校へ通う生徒への安全対策を求める意見もありました。

次に、議案第68号川南町廃棄物の適正処理及び資源の再利用促進に関する条例の一部改正についてです。12月10日に第2委員会室で、関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

この条例の改正は、今まで捨てる方法が定まっておらず、無料で引き受けている、例えば、ハンマー、鉄アレイ、ダンベル、充電式家電などについて大きさを基準に処理手数料を定めたものです。

討論はなく、全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第62号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（河野 穎明議員） 62号川南町立中学校統合整備基本計画について反対討論を申し上げたいと思います。

今やはり、ずっとこの問題が起きて町内を回ってみますけど、一番問題は場所のことですね。場所よく言われますね。なぜかというと、先ほども委員長説明あったんですけど、小中一貫校も視野に入れるとなると、よく考えると、最初の計画では3階建ての校舎が1棟ぐらいでいいかもしませんけど、そこに小学校も足すと鉄筋の校舎の3階建てが2棟ありますかね。

それに体育館、武道館、それにプール、駐輪場、駐車場、そしてこれは、ちょっと関係者も忘れてるんじゃないかと思うんですけど、学校が一つであれば、これが一番ものすごく助かるのが給食センターです。これもその学校の中にあれば配達もしなくていいですね。今7校あって、給食も大変なこの配送ということがあるわけです。

これがもう将来10年後は、もう誰が考えても生徒数は1つの学校で済むような状況です。今中学校だけあの場所に建てるのが、町民が嫌がってる原因じゃないかと思います。

そして、これ町民からよく言われるんです。特に10号線から上の方の人たち、唐瀬、開拓、竹浜、八幡、沓袋、登り口、銀座辺の方からよく言われます。子どもの通学です。ずっと下り坂です、平均して、トロンに行くまで。トロンに着いたら、坂を二つ下るんです。朝ですよ、朝はそんなに余裕持って、通学する中学生って意外と少ないんです。私たちもバタバタバタっと行くんですけど、これが朝、トロンの町に急いだ中学生が自転車で、あの坂道を二つだいぶのスピードで降りてくるんです。これ危ないじゃないですか。ここを考えないと駄目じゃないですか。子どもですよ、子どものことを一番考えてやらないと駄目です。ここで安全性は保てないんです。誰が考えてもそうですよね。

ある議員が南海トラフが来たら「中学校危ない中学校危ない」と言ってますね。私も危ないかもしねんな。だけど今まで地震が起きて学校が倒れたという話は、東北大地震でも聞いてない、この前の6強の地震でも、学校は倒壊はあまりしないんだなと。もう学校が倒れるときは、普通の民家も倒れるしそれは大変なことです。その中で中学校は危ない。中学校は危ないから新しく建てよう。いや、そうじゃないでしょ。私は小学校も同じ古い、危ない。

だからやっぱりここは、当然小学校も中学校も、やはり古い校舎のままではやはり町民の大切な子どもです。

これは、もう将来的に新しい学校を作るのが必要だと私は思います。だけど場所がよくないんです、場所がよくないんです。

そこで、今中学校建設賛成してる人、反対している人を、それの人たちがこれだったらいいなと思うようなことをいろいろ考えました。

そしたら場所です。例えば場所を、私は前から言ってますけど、旧国立療養所の裏に広い敷地があります。あそこは、医療廃棄物があると言ってちょっと問題になったことがありますけど、厚生労働省から厚生労働省から、安全のお墨付きもらってます。今少年団も練習してるし、保育園もあるから安全な場所なんです。

そこを払い下げてもらうと、結構割安で学校をつくるということだと、割安な払い下げで可能なんですよ。あそこだとさっき話してたことが、建設可能です。そして、その上に今ちょっと忘れたんですね、言わないといけない。小中一貫校はそこにする。そうです、思い出しました。

あそこで、中央部だと鉄筋を立てなきゃ狭くて駄目なんですね。鉄筋じゃなくていいじゃないですか。前も言いました、町有林に杉、ヒノキがいっぱいあります。だったら、中学校は早急に建てたい教育長言ってるんです。木造で、計画を立てたら、早くできますよ3年で開校できるかもしれませんよ。

これは鉄筋でやろうとするから、いろいろ設計じやいろいろ大変じやということで、早くても令和12年になるのかな、その間、中学校はどうにもならないですよね。

じゃあこれを木造、町有林の木材で作るとしたら、これ反対してる人も反対、賛成の人も中学校、先作ればいいじゃないですか、あそこに場所。唐中の運動場体育館を利用することも可能、川小のグラウンドを使うことも可能、いろいろな利用が考えられますよね。

だから木材、ここで木材ということをぜひ考えるべきだと思うんです。だから全く私は、中学校建設が反対ではないんです。中学校だけ建てたら小学校が作れないんじゃないかなという、そこの心配があるからですね。

当然、もういつも言ってますが、中学生の流出問題、来年から始まります。私立高校の無償化。親は何を考えてるかつつったら、この前も言いましたが、中学校、町内の中学校行って、近くの高校に行ったら、いい大学に行けないんじゃないかと、それ心配してます。

ということは、宮崎の中学校、私立とか、中学校にやって、そして大学を目指すのがいいんじゃないかなと。高校の授業料は、無償化になるからなおいいはということで、中学生の流出が来年からこの動きが出ると思います。今10名ぐらいもし流出しているとしたら、来年は倍、20名になるかもしれません。その次は30名になるかもしれません。1学年で20名流出去いたら、3学年合わせると60名流出することになりますね。それ以上の流出の可能性がありますね。

やはりここは、私はこの建設基本計画をもう少し、工夫すると、町民誰もがいいなとそういう案にできるんじゃないかなと思うんですよ。もうちょっとです、場所ですよね、結局あの場所、本当は公園なんですよね。あれ取られちゃったら困ります町民の公園ですね。それもありますね。

そして、ちょっとこれがやっぱり最初のスタートが良くないですね。令和6年12月に、全世帯に対してさっきも委員長が言いましたアンケート、アンケートがあそこに建てた方が多いとかそういうパーセント言ってますけど大問題は、あのとき私は言いました。アンケートの中身に小中一貫校の項目を入れてくれと。それを町長たちや教育委員会は、無視しました、外しました。何で外す必要がありましたか。

町民の全世帯にアンケートを聞くのに、小中一貫校のことちゃんと項目に入れるべきじゃないですか。それを入れないで、はい、アンケート結果、中学校統合が多かった。中央部の建設を望む人が多かった、それを何回も言うけど、これはおかしいです。あの小中一貫校もし項目を入れてたら、私は思います、小中一貫校がトップです。これは町民のところを回

ってたら、そういうことがわかります。

スタートから、これはちょっとこのやらせ的なことでこの基本計画をやろうとしている。

町長、あなたは選挙のときに中学校問題は政争のあれになるから言わないと言いましたけど、こんな大事なことを選挙のときに言わなきや駄目ですよ。言って有権者のね、そして有権者の診断に従うと言わない、黙ってて。通りました、中学校建設計画を進めます。これは有権者に対して失礼です。町議の方にもやっぱりそういう方がいらっしゃって、残念だなと思います。

言いたいことは今半分ですけど、いつも言ってますから、これで終わりたいと思います。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（今井 孝一議員） 今井孝一です。議案第62号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について賛成の立場から討論を行います。

令和3年12月議会におきまして、それまで多くの町民の皆さんとの話し合いや、各審議会等の協議を経まして、町の中心部に統合整備をすることを盛り込んだ中学校統合計画が可決されましたが、その後、町長選後の新執行部のもと、令和5年6月議会で、計画廃止を可決されました。

中学校統合を心待ちにしていた多くの町民は置き去りにされたことは、大変残念でなりません。なぜ廃止の可決となったのかを知ることができず、町政への不信感が募った時期であったかと思います。

その後、町議会解散請求、リコール成立による議会解散や町議選を通じて一定の正しい情報が広がったことと、本当の民意は中学校統合計画の廃案ではなかったことが、その後の意向調査からも明らかになったということから長い時間を要しましたが、今日の提案に至ったものと私は考えます。

中学校の教育環境は、児童数の減少がさらに進みまして、両中学校で適正規模での学級数を下回っております。望ましい先進的な教育の提供に向けた施策の実施が急がれます。

昨年、私は唐瀬原中学校同窓会を開く当日に、同窓生たちで希望者で唐瀬原中学校内を先生に案内してもらいました。私達がちょうど中学2年生から使用を始めた施設です。

52年以上経過しております。懐かしさもありましたが、非常に老朽化が激しくて、これから何十年も使えるのかと考えさせられました。

以前、恩師との話では、当唐瀬原中学校の学力の低い状況を改善したいということで、早朝課外授業テストを敢行したと、その際に反対する教職員組合や保護者ともめまして、新聞まで掲載されながらも頑張って続けていただいたという話を聞き、先人が頑張って校舎を建ててくれたことを恩師の方々の教育への高い志、その思いに対し、深く感謝するものであります。

現在、使用中の中学校校舎は、耐震工事は行っていますが、老朽化は否めず、災害リスク

が高まる中、早急な中学校新設を新たな場所で求めるという、多くの町民の声、アンケート結果が明確に出ております。

今後は、並行して小学校に関する意向調査にも取り組みながら、子どもたちに今必要なことを、私たち大人が全力で取り組むことが責務だと思います。

統合中学校は、将来的にもBS会計上でも立派な施設資産を取得することになります。それに対し完成後は、また町の有益な財産教育施設として活用されることとなります。

これから子育てを計画する家族、町民にとって、町内外に誇れる中学校になるでしょう。住み続けられる選ばれ得る必須条件を兼ね備える町になるとを考えます。

町がこれまで努力して積み上げてきた施設建設に向けての整備基金やふるさと振興基金、こういったものを活用しながら、地方債を起債しつつ、国からはしっかりと地方交付税の交付を受けて、進めていくことで計画をされていくと思いますので、目的の達成は十分可能だと考えます。

基本計画を進める中で、これまでに積み上げた知見を生かしながら、スピード感を持って、計画に定めた基本コンセプトに沿って、町民の皆さんとの建設的な意見をいただきながら、素晴らしい統合中学校を待ち望んでいる子どもたちに届けるためにも、私は本案に賛成します。

以上で私の賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗議員） 私は、議案第62号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、反対の立場で討論を行います。

委員長報告にありましたが、文教産業常任委員会では、慎重に審査をされ、全員賛成で可決という結論を出されたところであります。

提案理由では、唐瀬原、国光原の両中学校を統合し、新設の中学校を整備するための計画を定め、議会の承認を求めるということです。

本議案は、地方自治法第96条第2項の地方自治体が独自に定める議決事項として、条例で定めているために提案されていると理解していますが、議決の賛否に関わらず、本来、教育委員会においては、幼稚園、小中学校を含む幅広く、よりよい教育環境整備について絶えず検討し、整備計画を練ることは当然であります。

計画内容には、両中学校の統合、設置場所、また、開校時期等が記載されていますが、現在、少子化を含め、教育環境も激変しています。

高校授業料無償化も来年度から実施され、中学校を含む中等教育全体への影響も取り沙汰されています。

また、今回の議決により法的効果も示されていませんし、今後計画が進めば、関連予算は当然のこと、設置廃止の議決も必要になってまいります。

連合審査の中では、小学校の再編を含む多様なことを検討する必要性も説明されましたし、教育委員会においては、多様な検討もされているようなお話をありました。

計画議決により教育委員会にいらざるプレッシャーを与えることなく、私は、計画策定に当たっては、いろんな変化を考慮して、フリーハンドで計画を練っていただきたいと思います。

皆様の賢明な判断をお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（金丸 和史議員） 議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案62号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、賛成の立場から討論いたします。

本町が直面している少子高齢化や若者人口の流出といった状況を踏まえますと、教育環境の整備は、町の将来を左右する極めて重要な政策の一つであると考えます。

町内の中学校を統合し、町中央部の川南町文化ホール図書館複合施設周辺の町有地に新たな中学校を整備するという本計画は、子どもたちによりよい学習環境を提供するとともに、若者の定住移住を促し、まちの将来を支える基盤作りにつながるものと評価しております。

あわせて、本計画は、単なる施設整備ではなく、将来の川南町を支える人材を育て、町の持続的な発展につなげていくための重要な投資であるとも考えております。

教育環境の整備は、子どもたちのためだけの施策ではありません。若い世代が町に残り、地域に生活し、働き続けることは、将来の介護、医療、地域活動などを支える人材の確保につながります。

加えて、川南町の基幹産業である農業や畜産をはじめとする第1次産業においても、担い手不足は深刻な課題であります。若者が地域に根付く環境を整えることは、地域経済の維持と発展、町の持続性を支える重要な要素でもあります。

本計画は、高齢者を支える人材の確保と、第1次産業の担い手確保という町の根幹を支える課題に寄与する取り組みであると考えます。本計画は、町中央部の整備を目的とするものではありますが、中央部だけのにぎわいにとどまらず、まち全体の活性化へ波及していく視点が重要であります。

新たな中学校の整備により、生徒、教職員、保護者の往来や交流が町内全域で生まれ、学校行事や地域連携を通じて各地域が関わり合う機会の増加が期待されます。町中央部を拠点としながら、周辺地域を含めたまち全体のつながりと活力を高める計画であると受け止めております。

一方で、新校舎の建設予定地が、現在、文化公園や芝生広場として利用されており、町民の皆様の中から、これまで親しまれてきた憩いの場を失わないで欲しいという声があることも承知しております。これらの場所は、日常の憩いや交流の場として町民の皆様にとって大

切な役割を果たしてきた空間であり、その価値が軽視されることがあつてはならないと考えております。

そのため、本計画を進めるに当たっては、単に土地を転用するという考え方ではなく、町民の憩いの機能をどのように確保し、将来にわたって維持していくのかという視点をあわせて持つことが重要であります。

新校舎整備を契機として、公園機能のあり方や憩いの場の確保についても、町民の声を丁寧に受け止めながら検討が進められ、町民が引き続き安心して集い、くつろげる環境が守られていくことを期待しております。

本計画に関連する取り組みは、令和5年6月に一度廃止となった経緯があります。その結果、教育環境の改善の遅れ、子どもたちや保護者の不安や戸惑いを与えたことも事実であります。

実際、自分の子どもも本来であれば、来年度新校舎に入る予定でしたが、この計画がなくなったときに、かなり悲しんでおりました。

それに周りにいるPTAの保護者の方々からもいろいろなお話を聞きました。できるだけやっぱり早く急いで欲しいという声の方が多いようにあります。

この経緯を今後に生かすべき教訓として受け止め、議会と行政がともに責任を共有し、同様の事態を生じさせることのないよう、万全の姿勢で本計画に取り組むことが重要であります。

新校舎が完成するまでの間、現在の校舎で学び続ける在校生がいるという現実を決して軽視してはなりません。本計画を進めるにあたり、あわせて次の点について十分な対応が図られる事を期待いたします。現校舎の安全点検の徹底と、必要な修繕の着実な実施。空調、照明、ICT環境など、学習環境の維持改善。統合整備計画の進捗や工程に関する丁寧でわかりやすい情報提供。保護者や地域住民への継続的な説明。

今回、中学校統合は、まち全体の学校配置を考える上で大きな節目であります。その流れの中で、将来的な小学校のあり方についても検討を進めていく必要があると考えます。

小学校の統合については、性急に結論を求めるものではありませんが、少子化の進行を踏まえ、課題を先送りすることなく、教育委員会において、子どもたちの教育環境や地域や保護者の声を十分に踏まえた実のある検討が進められることを期待いたします。

議会としても、教育委員会の主体的な取り組みを尊重しつつ、必要な連携と後押しを行っていく姿勢が重要であると考えます。

以上の点を踏まえ、私は川南町立中学校統合整備基本計画に賛成いたします。

子どもたちの学びを守り、高齢者を支える人材を育て、第1次産業をはじめとする地域産業の担い手を確保し、町中央部を拠点としながら、まち全体の活性化につなげていくため、

本計画が着実に進められることを期待します。

議員各位におかれましても、何卒御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（小嶋 貴子議員） 議案第62号川南町立中学校総合整備基本計画の策定について、賛成の立場から討論します。

多くの議員の方々が賛成の気持ちをもって討論されることをとても嬉しく思います。廃案となった令和8年開校の新中学校建設案は、7年以上もかけて作り上げられたものでした。最新の教育環境、まちの繁栄、防災、被災時の避難所、よく考えられたものでした。

先日、あるお宅を訪問した折、その家の方がそばにいる子どもたちを見ながら「この子たちは、上が中学3年生、下が1年生で入学する予定だったんです、子どもたちもとても残念がっていました」と話しておられました。令和8年の開校を楽しみにしていた子どもたち、保護者の気持ちを思うと、申し訳ない気持ちになります。

人生100歳時代と言われますが、その人生の中で、中学時代はわずか3年間です。その3年間、ICT情報通信技術を取り入れた最新の教育環境が整った中で、安心安全な綺麗な場所で学ばせてあげたいと思います。1年でも早い開校を希望します。

議員の皆さんのお願いし、賛成討論といたします。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第62号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、賛成の立場から討論を行います。

これまで反対意見の中には、他の市町村では、既存の中学校施設を活用して統合や改修を行っている、川南町も唐瀬原中学校を活用すべきだという声があります。

しかし先ほどの反対討論を伺いますと、国立病院を使えというまるで今までの皆さまの反対の方々とのたもとを分けたのかなと思うような発言がありました。

しかし、私はこれらの意見は、川南町がこれまで中学校配置してきた経緯と現在の生徒数の現実を十分に踏まえたものとは言い難いと考えます。

川南町はかつて、生徒数が多くかった時代、通学距離の負担をできるだけ軽減するため、町の北と南に中学校を配置してきました。これは、当時の人口規模と生活実態に即した合理的で妥当な判断であったと思います。

しかし、現在は状況が大きく変わっています。生徒数は大幅に減少し、今回統合したとしても、かつての唐瀬原中学校単独の生徒数にも満たない規模となります。

こうした中で、町の北側に位置する既存校舎をそのまま活用することが、本当に全ての生

徒にとって公平で理解しやすい選択なのか、慎重に考える必要があります。

統合後の中学校は、町全体の子どもたちが通う唯一の中学校となります。その立地は過去の事情ではなく、現在、そして将来の通学環境を基準に判断すべきであります。その点から見ても、町の中央部に配置するという考え方は極めて自然で合理的であると考えます。

また、唐瀬原中学校の広い敷地がもったいないという意見がございますが、現実として、学校用務員も配置されていない中で、老朽化した施設を統合校として使い続けるには、相当な改修費用と維持管理の課題が伴います。単に敷地が広い、建物があるという理由だけで、最適な選択とすることはできません。

さらに申し上げれば、唐瀬原中学校を使うべきだと主張するのであれば、国光原中学校をどうするのか、この点についても同時に整理されるべきであります。一方の学校のみを前提とした議論は、町全体の合意形成をかえって難しくするものであります。

また、別の反対意見として、小中一貫校を見据えるものであれば、既存の中学校を活用すべきであり、まずは小学校のあり方を決めるべきだという主張もありますが、確かに小中一貫教育は、教育の連続性という観点から、将来的な検討課題として否定されるものではありません。

しかし、先ほどの委員長報告にもありましたとおり、本議案は、あくまで中学校統合整備に関する基本計画であり、小学校の再編や配置について結論を出す段階には至っていないことが、委員会審査の中でも確認されています。

現在、川南町には5校の小学校が存在し、地域性や保護者の思い、通学距離、地域コミュニティのあり方など、小学校の統合や再編は、中学校以上に慎重な議論と時間を要する課題であります。

その結論が出ていない段階で、将来、小中一貫校になるかもしれないという仮定を前提に、中学校統合の場所や整備方針を決めるることは、かえって議論を混乱させる恐れがあります。

まずは喫緊の課題である中学校統合について、現実的で、町全体として理解の得られる形で方向性を示すべきであります。その上で、小学校のあり方や小中一貫校については、改めて丁寧に議論を積み重ねていく、この順序こそが、委員会審査を経て示された妥当な判断であると考えます。

将来世代に責任を持つ立場として、過去の延長線ではなく、現実と向き合い、まち全体の将来を大局的に見据えて判断を行うべきときであります。

以上の理由から、本議案に賛成するものであります。

皆様の御賛同をお願いします。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（中瀬 修議員） 議案第62号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について賛成の討論を行います。

本議案は、令和7年5月に策定された川南町立中学校の統合に関わる基本方針に基づき、少子化が進行する現実の中であっても、本町の子どもたち一人一人が将来にわたり質の高い教育を受けられる環境を守るための極めて重要な決断であります。

基本計画では、新中学校の整備場所を町中央部である川南町文化ホール図書館複合施設周辺の町有地とし、令和13年度開校を基本としています。

これは単なる施設整備ではなく、教員配置、学級編成、部活動や学習集団の維持など教育の中身を成立させるために必要な規模と環境を確保する判断であり、子どもたちの学びを保障する観点から、極めて合理的な選択であると考えます。

学校制度上、4月開校が必要となる中、工事の進捗によっては令和12年度への前倒しも検討する姿勢が示されております。これは、教育環境の改善を1日でも早く実現しようとする、子ども最優先の姿勢の表れであり、評価すべき点でもあります。

一方で、統合に対して不安や慎重な意見があることも承知しております。通学距離や地域との関わり、過去の統合計画が中止となった経緯など、懸念の声があることは当然であり、軽視されるべきではありません。

しかし、統合を先送りすることが、子どもたちの学びの機会や教育条件の低下につながるのであれば、それこそが最大の不利益であると考えます。

現状のまま進めば、学習集団の固定化や選択肢の縮小、部活動の維持困難など子どもたちが本来受けるべき教育環境が損なわれかねません。だからこそ、今、教育環境を守るための方向性を示すことが、議会に課せられた責任であると考えます。

本計画は、中学校統合にとどまらず、将来的な小学校統合や小中一貫教育も視野に入れたものであり、子どもたちの成長を切れ目なく支える学校作りに向けた基盤となる計画であります。

また、本議決は、具体的な設計や予算執行を拘束するものではなく、まず方向性を共有し、丁寧な説明と合意形成を重ねていくための出発点であるとも確認されました。

説明会や意識調査において、保護者の皆さんから高い賛同が示されていることは、子どもたちの学びを第一に考えた判断が着実に理解されつつある証でもあります。

今後は、議会としても、執行部とともに説明責任を果たし、統合までの期間における生徒の安全対策や不安解消に不断の努力を重ねる必要があります。

以上の点を踏まえ、本議案は、子どもたちの学びを守り、将来に希望をつなぐために、今、決断すべき計画であります。

その方向性に強く賛同し、議案第62号に対し、子どもたちの学びを確実に保障する立場から賛成することを表明し、私の討論とさせていただきます。

議員の皆様の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（北原 輝隆議員） 議案第62号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、賛成の立場で討論します。

現在、賛成反対の討論をお聞きして、それぞれにいろいろなお考えをお持ちだなということを感じました。

しかし、この川南町立中学校の統合問題につきましては、令和5年6月に町議会において、進められていた計画が中学校統合整備基本計画の廃止として可決されてしまいました。令和5年12月、中学校統合の意見聴取を目的とした地区座談会におきまして、中学校の統合を希望する声が多数上がったため、前東町長の指示のもと、町民の意向を確認する目的で、令和6年12月に町内在住の18歳以上のすべての住民を対象として、川南町立中学校統合に関するアンケート調査が実施されたという経緯があります。

そして、そのアンケート調査の結果などをもとに、教育委員会で協議を重ね、本町の中学校の現状や将来を考えますと、中学校の統合は早急に進めるべきであるという判断に至っております。

これを受け、本年5月に川南町立中学校の統合に係る基本方針つまり、新しい基本方針を策定し、現在に至っております。

振り返りますと、令和5年6月の定例議会におきまして、基本計画の廃止が可決されましたが、翌年12月のアンケート調査では、新中学校建設を求める地域の声が上がっておりまます。

実施されましたタウンミーティングの中でも、新中学校建設の声は上がったと聞いておりますが、そのことについては受け付けられないという町側からの対応が見られたというふうにも聞いております。

基本計画が廃止となった当時から新中学校建設を望む声があったにも関わらず、その声が当時の町長や議会に届いていなかったのか、あるいは当時の町長や議会がその思いを聞こうとしなかったのかについては疑問が残ります。

当時、東町長が「町長選の結果から新中学校建設反対は民意」とおっしゃっておられましたが、この町長選の結果は別の理由の影響が大きかったのでは、という町民の方々からの声も上がっておりました。このことを考えますと、新中学校建設反対は、本当に民意だったと考えてもいいのか、ちょっと迷うところです。また、検証もされておりません。

また、当時の議会議員の皆様方におかれましては、新中学校建設反対を訴える方が多くおられました。しかし、そもそもの経緯を経て、リコール運動により議会が解散され、現体制に置きかわったという経緯をかんがみますと、民意は新中学校建設に賛成すると捉えること

もできるのではないか。どうか。

アンケート結果からも、新中学校建設を望む方々が一定程度存在するという現状を考えますと、地域の声として、中学校建設を進めてほしいと聞こえてくるのは私だけでしょうか。小中一貫校建設の声も聞こえてきますが、説明会を実施し、多くの意見をお聞きしたり、アンケート結果を検証したりする中で、小中一貫校を早急に建設するのは、現状ではなかなか難しいと教育委員会は判断しております。

また、小学校統合については、地域の方々の御意見、保護者の方々の御意見をしっかりとお聞きし、実行の上、準備段階を経て進めていくことが大切と考えております。

新中学校建設につきましては、中学校の現状を考えますと、すぐにでも推し進め、学習環境を整備し、魅力ある学びの場を作り上げるべきとの考えのようです。

本日の同僚議員の反対討論をお聞きした中で、次のようなことを考えました。以前は、現在ある校舎を活用してということを強く訴えておられました。強い思いが感じられました。しかし本日、古い校舎は危ない、新しい校舎を作ることには賛成という御意見をいただきました。考えが近づいてきたなど感じているのは私だけでしょうか。ありがとうございます。

また計画をフリーハンドでかつ圧力をかけることなく進めて欲しいとの御意見もありました。これこそ、教育委員会の考えを受け入れ、一緒に考えていくうとそういうふうに感じた次第です。もし解釈が間違っておりましたら、申し訳ございません。

町外の方から見ても、川南の新しい中学校は素晴らしい、と言っていただけるような学校を建てていただき、生徒の流出を防いでほしいと思います。川南町のみならず、将来を担う子どもたちのため、最新の設備を準備し、先生方にとっても教授しやすい環境を整え、その活用を通して、新しい時代にふさわしい学びを実現していただきたいと思います。

また、新しい学校だからこそ取り組める教育施策等を提供しつつ、これまで培ってきた両校の伝統を踏まえ、新たな魅力ある学校を創造してほしいと思います。

地域とある学校と言われますが、地域の皆様とがっちりスクラムを組み、連携して町民に愛され、地域の活性化に貢献できる地域に愛される学校となってほしいと切に願います。

建設費用等の問題もありますが、過去中学校建設、小学校建設を川南町は行ってきていただいております。ふるさと納税等のないころですので、資金調達は今以上にとても大変だったと思われます。そこを乗り越え、新しい学びやを準備していただいたことには心から感謝申し上げます。今度は、私達が次の世代に投資させていただく番だという思いを強く持たなければと思うのです。

最後に、愛知県南知多町の新中学校建設について述べたいと思います。

ここに私の手元にございますが、新中学校統合に関わる説明会の際に、その説明会場の入口付近で配られたビラであります。その中に、南知多町の新中学校建設に関することが、次のように述べられておりました。

「愛知県南知多町では、行政サービスの低下や、老朽化が進む公共施設の大規模改修工事の凍結など大きな影響を及ぼす懸念があり、これを避けるために、旧豊浜中学校用地に新校舎を建設し、令和10年4月に南知多中を移設する計画を断念する。」ビラにこういうふうに書かれておりました。

このことについて、南知多町教育委員会に問い合わせを行いました。「令和10年4月に南知多中を移設する計画を断念する。確かに間違ひありません。」とのことでした。

しかし、次が大事です。「南知多中学校新校舎建設候補地を新たに3カ所として再検討する。南知多中学校新校舎建設時期については、令和15年度開校を目指とする。さらには、公共施設再編の見直しとして、半島側の小学校保育園のあり方についても検討を始める。」以上のような返事が参りました。

この方針のもと、現在、建設に向けて計画を全力で進めておられるとのことです。一度、令和10年までの計画を断念しましたが、見直しの検討を行い、さらに新規計画の策定を行って、先ほどありましたように、令和15年度開校を目指して新中学校建設を推し進めているということでございます。このビラを作成された方々が、もし断念して終わったと解釈されているようありましたら訂正していただきたいというお言葉が添えられておりました。

このように、一度断念された経緯がありますが、川南町や川南町教育委員会と同じように、再度新中学校建設へ向け、鋭意努力されている姿は、私達の背中を押していただきているようで、大きなエネルギーになります。

川南町も子どもたちのため、ひいては本町の未来のために学校建設等については前向きに検討していくべきだと考えます。

よって、議案第62号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、賛成いたします。議員の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 他に討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

起立多数あります。したがって、議案第62号川南町立中学校統合整備基本計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時24分休憩

午後2時34分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第63号川南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第63号川南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第64号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第65号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号川南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第66号川南町職員等の旅費に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第67号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第67号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第68号川南町廃棄物の適正処理及び資源の再利用促進に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第68号川南町廃棄物の適正処理及び資源の再利用促進に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第69号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9「議案第70号令和7年度川南町一般会計補正予算（第6号）」、日程第10「議案第71号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第11「議案第72号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、本3議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） 総務厚生常任委員会に付託されていました議案第70号、71号、72号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も、関係職員の出席を求め、課長以下職員の説明を受け、慎重に審査いたしました。

議案第70号令和7年度川南町一般会計補正予算（第6号）、主なものを申し上げます。

町民健康課、繰越明許費、総務管理費303万6000円は、デジタル基盤改革地方公共団体情報システム標準化共通化事業、戸籍統合システムの標準化対応の事業の一部が年度内に完了しないため計上されました。

社会福祉総務費、繰出金338万4000円の増額は、国及び県からの保険基盤安定負担金が確定したことによる増額です。

保健衛生総務費、償還金利子及び割引料の373万1000円は、令和6年度新型コロナ定期接種ワクチン確保事業の他7事業の精算によるものです。

財政課、債務負担行為補正における包括施設管理業務委託料の追加は、町公共施設の安全性及びサービス品質の維持向上を図り、合理的かつ効果的で持続可能性の高い施設管理を行いつつ、府内全体の業務効率の改善を図ることを目的に、公共施設等の保守点検業務等を包括的に専門的な事業者に委託するためのものです。委託期間は、令和8年度から令和13年度までの5年6ヶ月で限度額は9億2650万3000円です。

会計課、債務負担行為補正を3億9000万円に変更します。ふるさと納税の寄附が増えており、年間の寄附額を45億円と見込んでいます。寄附金額の増加に伴い、返礼品に必要な予算が増額となりました。また、ふるさと振興基金に3億4300万9000円を積み立てるものです。

まちづくり課、歳出の304万2000円は、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が概算払いにより国から交付されていましたが、当該年度分の支出額の見込み額を算出し、差額分を国に返還するものです。

福祉課、障害福祉サービス費2034万7000円は、主に施設入所支援や就労継続支援居宅介護等の利用者が増加したことにより増額するものです。

総務課、諸収入、雑入の地域防災組織育成助成事業100万円と消防団員安全装備品整備等助成事業25万円は、防火服、防火帽子22着分です。古いものを更新しながら11カ所の消防機構に4着ずつ置くことを目標にしています。

財政課の包括施設管理業務委託料に関しては討論がありました。委託マネジメント料が高額であるが、職員が必要としているし、これからインフラに費用がかかるなどを思えばいいのではないか。時期尚早ではないか。損失を被る恐れがある。5年6カ月の期間に、地元業者にノウハウを伝えられるのであればやってもいいのではないかという意見がありました。

4対1、賛成多数で可決です。

議案第71号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、町民健康課、歳入歳出それぞれ410万8000円を追加します。

主なものは、歳入については、国庫支出金200万円の増額、歳出については、総務管理費、国保総務事業の印刷製本費200万で、来年度から始まる子ども子育て支援金制度の周知に係るリーフレット作成費用分の増額です。

全員賛成で可決です。

議案第72号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）、福祉課、歳入歳出それぞれ127万6000円を追加します。

歳入の主なものは、一般会計繰入金53万円と介護給付費準備基金繰入金74万6000円を計上するものです。

歳出は、127万6000円の増額で、地域支援事業の実績による国及び県への返還金です。

全員賛成で可決です。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中瀬 修議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第70号について、その経過と結果についてご報告申し上げます。

12月10日、11日に関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第70号令和7年度川南町一般会計補正予算（第6号）について、歳入歳出の主なもの

を御報告します。

教育課です。中学校費、学校建設費の委託料、川南町中学校統合実施計画策定支援業務委託料330万円は、ワークショップ等を開催し、新中学校の教育ビジョン、求められる生徒像、校舎施設のコンセプト等を言語化デザインした実施計画の策定を目指すとのことです。また、総合学習の時間で、両中学校ができれば合同でできるカリキュラムを考えているとのことでした。

社会教育費、文化施設費の工事請負費105万6000円は、ふるさと総合文化公園に階段を設置するもので、子どもから高齢者まで、誰でも利用しやすいように、ステップの幅を小さくし、両側に手すりを設置することです。

同じく社会教育費、文化財保護費の修繕料300万円は、川南湿原の遊歩道の柱について腐蝕しているもの及びロープについての修繕を行うとのことでした。

産業推進課です。農業費、農業振興費、スマート農業・農業支援サービス事業導入補助金1343万4000円は、農作業受託サービスを担う事業体が新たに導入する機械に対して補助するもので、2分の1の国庫補助事業のことです。

畜産業費、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金3億6446万8000円の減額は、当該事業を予定していた取り組み主体の事業辞退に伴う減額補正のことです。

川南町優良繁殖雌牛導入等補助金145万円は、本町で生産される雌子牛が郡の品評会で高評価が続いているため、補正予算で増額することです。

商工費、商工業振興費の特産品送料助成金950万円は、冬から春先までに生産される特産品についてが対象のこと。また、これまで年末に忙しく取り組めなかった事業者が参加予定とのことで、そこを考慮しているとのことでした。

環境課です。保健衛生費、公害対策費、公害対策水質検査委託料34万6000円は、水源地において、PFOS（ピーフオス）・PFOA（ピーフォア）が検知されたことに伴い、現在県が行っている検査の結果を受けて、必要があれば、町として検査を行うための予算のことです。

農地課です。農業費、農地費の多面的機能支払事業交付金71万2000円は、多面的事業において、一つの地区は面積の増加による、もう一つの地区は、新たな事業に取り組むことでの追加交付のことです。

建設課です。繰越明許費の都市計画費、川南町運動公園プール解体工事7561万4000円及び債務負担行為補正の川南町運動公園多目的広場整備工事1億4300万円は、多目的広場（国民スポーツ大会ウォーミングアップ広場）を整備するための工事費で、令和8年9月開催の国民スポーツ大会のリハーサル大会に間に合わせるために、12月補正で計上したことです。国民スポーツ大会終了後は、各種スポーツのウォーミングアップ場として、また、地域のレクリエーション等で利用してもらうと考えているとのことでした。

都市公園費、運動公園樹木伐採工事220万円は、全国的に都市公園の樹木の中の腐食による事故等を受けて、川南町でも調査を行ったところ、同じように樹木の中が腐食しており、その腐食している樹木を伐採、枝払いするためとのことです。

委員からは、伐採後についての安全確保と新たな木の植樹等で日よけをする場所の確保をお願いする意見がありました。

討論はなく、全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第70号令和7年度川南町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗議員） 議案第70号令和7年度川南町一般会計補正予算（第6号）に反対の立場で討論を行います。

提案補正予算全体については、大まかでは否を唱えるものではありませんが、第3表債務負担行為補正中、包括施設管理業務委託について、どうしても疑義を払拭することができません。

今までそれぞれ担当課で施設管理をしていた業務をまとめて民間専門業者に5年余りの期間、委託しようとするものです。よりよい施設管理を目指すことは、理解しないでもあります。今まで専門知識の乏しい中でも、曲がりなりにも管理を実施し、町民の利用に供してきています。確かに御苦労もあったでしょうが、施設の管理監督業務を仕事の一部として位置づけ、職員の配置もされていたのではないでしょうか。

また、この包括施設管理業務について取り組んでいる自治体は、県内でもあまりないようです。もっとじっくり検討を要するのではと考えます。

また、この期間のマネジメント部分経費は3億円余りで、単年度で5000万円を超えます。これだけのお金があれば、町民の声に応えれる事務事業も少なくないのではないか。早急すぎるのでないでしょうか。

職員の方は大変なこともあるでしょうが、もう少し頑張っていただけないものでしょうか。この委託に取り組むには、近隣自治体の動きを見てからでも遅くはないのではないか。早急すぎるのでないでしょうか。

そして、5年余りもの長期にわたる委託は、リスク一すぎるのでないでしょうか。私は、腰を据えて一度検討いただくことを求めます。当該業務を除く委員会提案もできませんでしたので、あえて反対討論をさせていただきます。

皆様の賢明な判断をお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（永友 美智子議員） 議案第70号債務負担行為補正予算の包括施設管理業務委託料に関しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、この金額9億2650万3000円、これは令和8年から13年までの5.5年の期間で行われるということです。

まず、私達この説明を受けたんですけれども、実質、男の方と違いまして女性っていうのは、まず数字、金額大きいなということにすごく考えました。

そして、保守点検と修繕に関しては、ずっとやってることなのでほぼ金額的には一緒なんですけれども、マネージメント経費、今回の事業もこのマネージメント経費なるものが発生してまいります。これが年間、5432万ほどです。こんなに5400万、何か私達の家計簿、家計簿はやりますが、どうしても考えづらくて私自身すごく家でブツブツブツブツ言っていた次第でございます。

そして、何回かいろいろ説明を受けたんですけども、その中におきまして12月の議会で上がってくるなということもございまして、あるそういう技術を持ってらっしゃる方にちょっとお伺いしました。

そうしたときに、その方おっしゃったのは「61施設のものを見るってことは相当なもので、これだけだったらこの金額っていうのは妥当ではないか」というようなお話をされました。

私自身この工事関係、見積もり関係とか発注関係やったことございませんので、数字がただ大きいということだけしか見ていなかったんですが、そうなんだってある意味、その専門の方から聞いたお話の中で、また見た目を変えまして、再度いただきました資料等をもう見てまいりました。

その中におきまして、まず各課がバラバラにあと依頼、発注していた見積もりもしていた。それもまた、なかなか不慣れでその専門ではない方たちが担当していた。その方たちも2年3年するうちに、いろんな人事異動等でどうしようもなく後が続かない状況であったと。そういう中でおいて、職員の方たちが御自分たちがまず、いやこのままじゃ大変だよって、もし何かあったらどうするんだろうって、そういう危機感を持って、こういうことをやつたらどうなんだろうかっていうのを、確かに発案されたというふうに聞いております。

まずは、現場の方が一番よくわかっている状況であり、この事業を発案されてあるんだなっていうのを改めて感じました。

そして、私自身ずっと考えていたうちに思ったのは、やはりおそらく都会の方と一都会つちゅう言い方かな一向こうの方から専門的いろいろなスキルを持った方が来られるんであれば、一応川南在住が3人のそういう専門的な方を持った技術を持たれた方プラス事務員さんで4名ぐらいの方が在中されるっていうふうには聞いております。

そういう方たちが来て、今までの施設の点検、修繕のデータ等をシステム化されます。システム化されることによりまして、この受託事業者の方たちが定期的な点検を行うことができます。

そして、今まで何かが起こりましたよということで、事後、ことが起こった後に動いていたことが、事前に動ければ簡単な補修で、もしかしたら済むことが起こるかもしれません。何かが起こったとしても不具合が起こったとしても被害が小さくて済む、そういうことは最終的には、お金があまりかからないんじゃないかなというふうに感じました。

そして、昨今、皆様御存知かとは思いますが、電気機械、計装とか、いろんな技術を持った方々、ある程度高齢になられて会社等も辞められております。そうしてなっちゃうと、会社なんかでも技術者がいません。それで1回辞められた方を再雇用で、もう1回雇用するっていうような状況が行われております。人手不足です。技術者がなかなか見つからないという状況でございます。

こんな中、考え方によっては、そういうスキルの高い方たちが5年半、確かに長いという御意見もございますが、5年半もこの町にいてくださるのであれば、よく皆様昔から技術っていうのは本を見て覚えるとかいうんではなく、まだ目で見て盗め、その人の技術を盗めというふうに聞いていらっしゃるかと思われますが、そういうものを業者さん、町内の業者さんとか職員さんたち、その方々にノウハウを学ぶ、そういう勉強会等を設定することも可能ではないのかなというふうに私考えました。

現在、マネジメント代確かに高いです。5400万とか、年間って思うんですけども、このマネージメント料が払える町の財政であるならば、もうこれ今なのかなと。この川南町のもう未来、未来に向けての投資なのかなというふうに私は感じました。

この5年半の事業終了後、町の各業者さんとか、職員さんの皆様のスキルが上がって、いずれこの受託事業者さんに代わるもののが、町営で運営できれば、それはこの投資の成果が出たんだなというふうに考えられるのではないかなと思っております。

確かに金額は高いと思いますが、これはすごく投資、大きな投資なのかなというふうに考えております。

皆様の御賛同をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（中瀬 修議員） 議案第70号令和7年度川南町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、財政課所管の包括施設管理業務委託料について、総務厚生常任委員長の報告にもありました。委員会においてマネジメント料が高額ではないか、時期尚早ではないか、損失をこうむる恐れがあるのではないかといった慎重な意見が出された説明がありました。一方で、職員体制の現状や今後、増大するインフラ維持管理費を見据えれば、前向きに評価すべきとの意見も示された発言もありました、報告がありました。

まず、マネジメント料が高いとの指摘についてあります。確かに、金額だけを見れば高額に感じられますが、これは単なる事務の外注ではなく、点検、修繕、更新を一体化に管理し、将来の無駄な支出を防ぐための管理への投資であると私は考えます。限られた職員数と専門性の中で同等の業務を内部で担うとすれば、人件費の増加や対応の属人化による非効率が生じる恐れがあり、その点を踏まえれば、決して過大な経費ではないと考えます。

次に、時期尚早ではないかとの意見についてあります。しかし、公共施設やインフラの老朽化は待ってはくれません。今後、維持管理費が確実に増大することを考えれば、早い段階から全体を俯瞰した管理体制を構築することこそが、中長期的な財政負担の軽減につながるものと考えます。

また、本事業は、5年6カ月の契約期間を通じて地元業者にノウハウを伝承できる可能性がある点も評価すべきであります。これにより、将来的には地域内で施設管理を担える体制作りにもつながることが期待されます。

本件は、行政の責任を軽くするものではなく、行政が成果と公共性をしっかりと管理監督することを前提とした取り組みであると考えます。人員、財政両面で厳しい状況にある中、公共施設を将来にわたり維持していくための必要かつ現実的な選択肢であると私は考えます。

以上の理由から本件に賛成するものであります。

議員の皆様の御賛同賜りたいと存じます。

○議長（中村 昭人議員） 他に討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

したがって、議案第70号令和7年度川南町一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第71号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第72号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12「発議第5号川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者から趣旨説明のお願いをいたします。

○議員（小嶋 貴子議員） 大変申し訳ないのですが、咳き込んで読みづらいので本来であれば、提出者の私が趣旨説明をするところですが、賛成者の中瀬修議員に代読をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（中村 昭人議員） はい。そのように行ってください。

○議員（中瀬 修議員） 発議第5号川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。趣旨説明、発議第5号川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償

等に関する条例の一部改正についてその趣旨を御説明申し上げます。

本改正案は、関連する条例において、一部改正が行われたことを受けて、その改正内容を反映させるものです。

具体的には、川南町職員等の旅費に関する条例において、自家用車を使用する場合の交通費を1キロメートル30円から37円に改正する変更がなされ、それに基づき、準用している本条例においても同様に改正を行うものです。

各議員の賛同を得て、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村 昭人議員） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第5号川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第5号川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13「発議第6号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者からの趣旨説明をお願いします。

○議員（中瀬 修議員） 発議第6号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について趣旨説明、発議第6号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、その趣旨を御説明申し上げます。

本改正案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたことから一部を改正するものです。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村 昭人議員） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第6号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第6号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、配付しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第15「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めるに決定しました。

日程第16「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がないのでそのように決定します。

令和7年第4回（12月）定例会（最終日）

これで令和7年第4回川南町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

午後3時23分終了